

学校において、児童生徒または教職員に  
感染者が確認された場合の対応について

- (1) 児童生徒または教職員に感染者が確認された場合は、「学校において、児童生徒または教職員に感染者が確認された場合の学級閉鎖等の基準について」(令和4年1月27日、町ホームページに掲載)に基づき、対応します。

※児童生徒が登校している間に、陽性者が確認された場合、感染拡大防止に配慮し、速やかに下校させることがあります。また、その事案が発生した場合は、学校よりメール配信や各校のホームページ等により周知しますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくをお願いします。

- (2) 児童生徒等に感染者が確認された場合は、当該児童生徒等は出席停止となります。  
有症状、無症状ともに、期間は7日間となります。  
有症状の場合、症状軽快後 24 時間経過した場合に7日間の療養期間で解除になります。ただし、10日間を経過するまでは、検温等、健康状態の確認が必要となります。  
なお、無症状(発熱、のどの痛み、鼻汁、咳などの症状がいずれもない場合)が継続しており、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合は、6日目に療養期間の短縮が可能となります。ただし、7日間が経過するまでは、検温等、健康状態の確認が必要となります。

※(2)の対応は、9月7日からの適用となりますが、9月7日時点で患者である者についても、本対応となります。

- (3) 児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合は、当該児童生徒等は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して5日間の出席停止となります。  
ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除が可能となります。なお、7日間を経過するまでは、検温等、健康状態の確認が必要となります。

なお、太字、下線箇所の変更・追記につきましては、オミクロン株に限定した対応となります。

新型コロナウイルス感染症については日々状況が変化しております。必要に応じ、上記内容の変更や新たな追加の場合もあります。あらかじめ、ご承知おき願います。

令和4年9月9日改定